

山口県報

令和2年
9月4日
(金曜日)

目次

- 告示
洪水浸水想定区域の指定（河川課）……………一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）……………二
- 公告
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報（畜産振興課）……………二
- 防府都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………五
- 萩都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………五
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………六
- 一般競争入札の実施（物品管理課）……………六



山口県告示第三百十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 河川の名称
馬刀川水系馬刀川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
木屋川水系木屋川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに下関土木建築事務所及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
木屋川水系田部川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
掛淵川水系掛淵川
 - 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 河川の名称
掛淵川水系大坊川
- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、黒磯県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 黒磯県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 岩国市黒磯町二丁目四五六番地二〇
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上五階建	延 べ 面 積	一、六九〇平方メートル	戸 数	二五戸
-----------	-------	---------	-------------	-----	-----

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第九号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和二年九月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以

下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
 (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 持参し、又は郵便により提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出場所
 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 令和二年九月二十四日から同月二十九日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年十月七日までに発送する。
- 四 その他
 この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(一九〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

三〇〇三三〇	四〇〇六二〇	一〇〇四七〇	一〇〇四四〇	四〇〇四八〇	三〇〇二二〇	一〇〇二四〇	三〇〇二四〇	四〇〇一〇八〇	四〇〇一三三〇	三〇〇九三〇	三〇〇三三七〇	四〇〇〇三〇	四〇〇一〇四〇	三〇〇〇六〇	三〇〇〇九〇	三〇〇〇二四〇	三〇〇〇六〇	三〇〇〇四〇	三〇〇〇四〇
C一一一	H D〇〇六	H D〇二九	H D〇二六	C一一四六	C一一四九	C一一五一	A B七〇五	A B七一〇	A B六九〇	D二二三四	A B七三六	A B七〇七	A B六四〇	A B七九一	A B七八四	H D一一〇	H D一〇八	H D〇九八	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八、一三	四、一八	〃二五	平成二九、九	平成二八、七	〃九、三〇	一〇、五	〃	三、一七	平成二九、二	令和元、二	一〇、二七	平成二九、一	平成二八、二	令和元、一	平成三一、一	九、二五	一〇、二四	九、二三	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四三三〇四	七三三八七	一〇八六四	六八三三一	二九一四四	〇一二五五	一四八七八	一八八七二	六六九五五	四六四七六	一一四〇八	一一四〇八	九〇七九〇	八八七九三	四〇〇七九	三〇〇三〇	三〇〇三九	四〇〇六四	三〇〇四〇	三〇〇四〇	四〇〇六三
関照重 (全和黑原六二五九)	殿池久 (全和黑一五四九三)	長萩茂安 (全和黑一五四四二)	国峰花 (全和黑一五三八七)	花清桜 (全和黑一五三〇六)	義海 (全和黑一五二六四)	高春久 (全和黑一五一四七)	勝海 (全和黑原五七九七)	百合美津福 (全和黑原五六八二)	美津安 (全和黑一四七六一)	秋月	喜富士	竜吉	七五六二	A B一一三〇	H D〇二一	H D〇〇八	H D〇〇一	H D〇〇七		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇、一五	平成二九、一	平成二八、二	九、三〇	平成二七、一	平成二六、二	山口県特級	七、二四	六、三一	一〇、二五	平成二九、一	平成二八、二	平成二七、一	平成二六、二	平成二五、三	平成二四、四	平成二三、五	平成二二、六	平成二一、七	平成二〇、八	平成一九、九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一一四〇九五 八一三一二 (全和黒原六三二一)	光白清 (全和黒原六三二一)	〃	平成三〇、 五、三二	〃	〃
一一五二四〇 四七一六八 (全和黒一五六二二)	百合松 (全和黒一五六二二)	〃	平成二九、 二、二	〃	〃
一一二四〇一 五七五四七	秋幸	その他	平成二〇、 一〇、二九	〃	級外 〃
一一三九二九 二二八六四	富士幸	〃	平成二九、 一、二四	〃	〃

(一九二) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画道路三・三・一環状一号線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
防府市牟礼柳
- 三 変更の内容
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間
令和二年九月四日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(一九二) 萩都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、萩都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年十月七日（水曜日）午後二時

二 開催の場所

萩市大字江向五一〇番地
萩市総合福祉センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する萩都市計画道路一・四・一萩三隅道路
次のとおりとする。

(二) 追加する萩都市計画道路一・五・二大井萩道路
次のとおりとする。

(三) 変更する萩都市計画道路三・三・二大屋土原線
次のとおりとする。

(四) 変更する萩都市計画道路三・四・三土原新川線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年九月三十日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

(二) 公述申出書の場合、令和二年九月三十日までの消印のあるものに限り、公聴会において意見を述べることができる者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

萩市大字江向五三一番地の一

萩土木建築事務所

萩市大字江向五一〇番地
萩市土木建築部都市計画課

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。〕

(一九三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字郡字山口、字仁土、字一ノ中畑、字中畑、字石鞆、字一ノ四ノ瀬、字二ノ四ノ瀬、字式ノ八坂及び字大浴

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区横網一丁目六番一号
カヤク・ジャパン株式会社

(一九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年九月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

パソコン充電保管庫 六百三台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年三月十九日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校ほか五十二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、家具類について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年九月四日から同年十月十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和二年十月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年十月十

六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和二年十月十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年十月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: 603 Charge storages
- (3) Delivery period: March 19, 2021
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School and 52 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 15, 2020 (If brought in person: 10:00 A.M. October 16, 2020)

令和二年九月四日印刷

発行人所

山口県知事庁